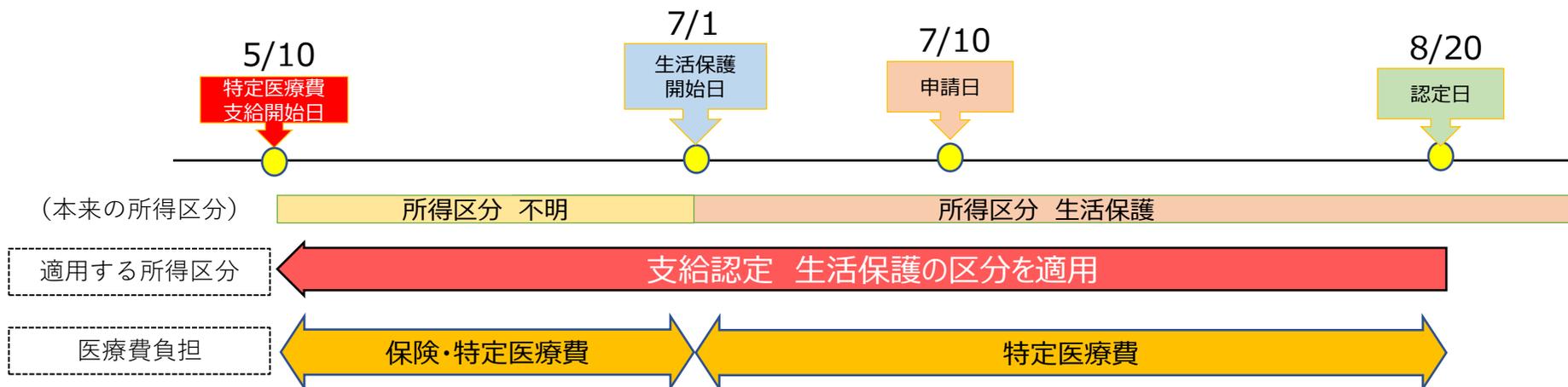


「特定医療費の支給開始日の遡りに係る特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて」（3月26日付け事務連絡）の参考資料

①特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始となっていた場合



【所得区分の決定について】

・申請時に提出された書類等を基に、所得区分を「生活保護」として、特定医療費の支給開始日である5/10から適用する。

【医療費負担について】

(通常)

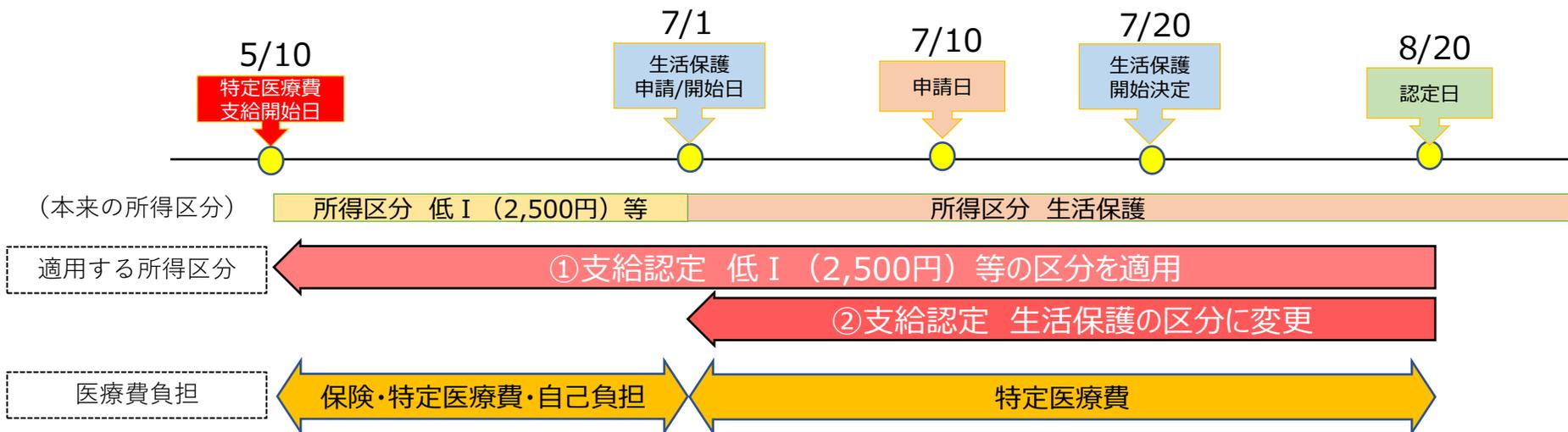
- ・5/10から6/30は、患者等からの償還払いの申請に応じて返還する。(所得区分は生活保護扱いのため、自己負担上限額ゼロとして、医療費総額から保険負担分を差し引いた全額を返還する。)
- ・7/1から8/20は、福祉事務所等に生活保護が負担していた分を返還する。

(指定医療機関が請求を待っていた場合)

- ・5/10から6/30は、生活保護(被保険者)区分(実施機関番号601)として、保険負担分は加入保険者に、残り全額は特定医療費に請求を行う。
- ・7/1からは、生活保護区分(実施機関番号602)として、医療費総額の全額を特定医療費に請求を行う。

※受給者証について、5/10から生活保護区分として記載して問題ないが、指定医療機関から照会があった場合は、5/10から6/30は生活保護(被保険者)区分となることを回答すること。

②生活保護申請後、生活保護開始決定前に特定医療費の支給認定申請を行い、結果として、特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始となっていた場合



【所得区分の決定について】

- まず、申請時に提出された書類等を基に、所得区分を「低 I (2,500円) 等」として、特定医療費の支給開始日である5/10から適用する。
- その後、生活保護開始の変更申請又は職権により、生活保護開始日から所得区分を「生活保護」に変更する。

【医療費負担について】

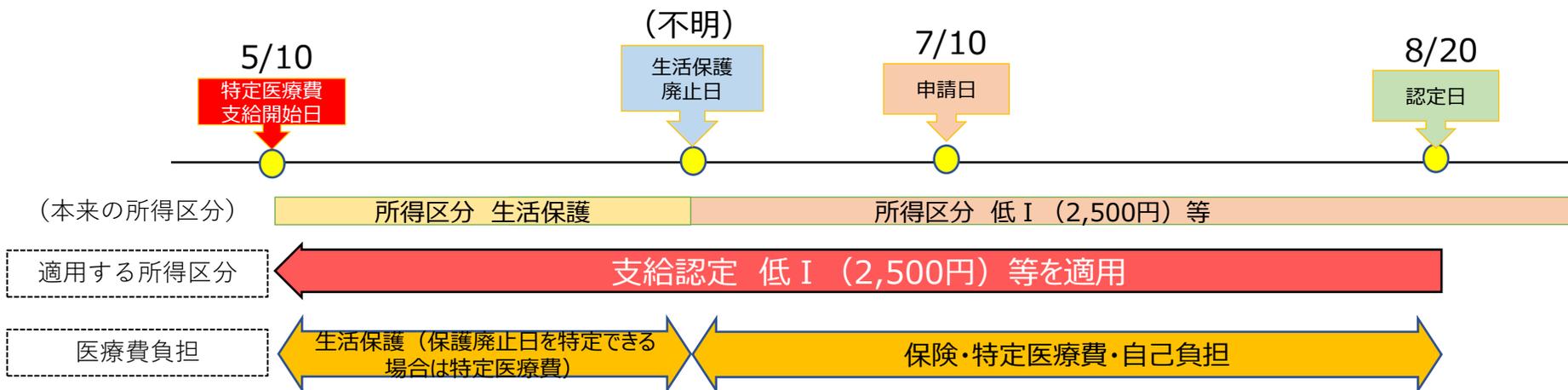
(通常)

- 5/10から6/30は、患者等からの償還払いの申請に応じて返還する。(所得区分は低 I (2,500円) 等とする。)
- 7/1から8/20は、福祉事務所等に生活保護が負担していた分を返還する。

(指定医療機関が請求を待っていた場合)

- 5/10から6/30は、低 I (2,500円) 等区分として、自己負担以外の部分について加入保険者と特定医療費に請求を行う。
- 7/1からは、生活保護区分として、医療費総額の全額を特定医療費に請求を行う。

③特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護廃止となっていた場合



【所得区分の決定について】

- ・申請時に提出された書類を基に、所得区分を「低 I (2,500円) 等」として、特定医療費の支給開始日である5/10から適用する。

【医療費負担について】

(通常)

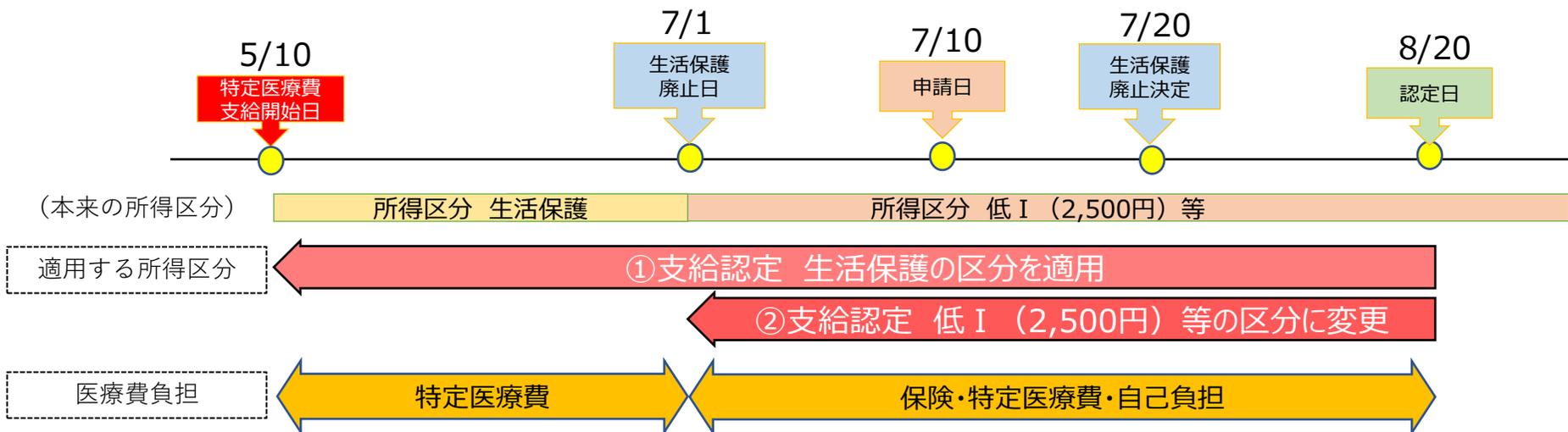
- ・5/10から生保廃止日(不明)は、本来であれば福祉事務所等に生活保護が負担していた分を返還する必要があるが、申請時に提出された書類等からは生活保護の受給期間があることを把握することができないため、福祉事務所等への返還は不要。(一旦生活保護負担とする。)
- ・生保廃止日(不明)から8/20は、患者等からの償還払いの申請に応じて返還する。(所得区分は低 I (2,500円) 等とする。)
- ・福祉事務所等から請求があった場合等で、後日生活保護の受給期間があることを把握できた場合は、福祉事務所等に生活保護が負担していた分を返還する。

(指定医療機関が請求を待っていた場合)

- ・生活保護の受給期間があることを把握できるため、5/10から生保廃止日は、医療費総額の全額を特定医療費に請求を行う。
- ・生保廃止日からは、低 I (2,500円) 等区分として、自己負担以外の部分について加入保険者と特定医療費に請求を行う。

※受給者証については、5/10から低 I (2,500円) 等区分として記載して問題ないが、指定医療機関から照会があった場合は、5/10から生保廃止日は生活保護区分となることを回答すること。

④特定医療費の支給認定申請後に生活保護の廃止が遡及して決定し、結果として、特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護廃止となっていた場合



【所得区分の決定について】

- ・まず、申請時に提出された書類等を基に、所得区分を「生活保護」として、特定医療費の支給開始日である5/10から適用する。
- ・その後、生活保護廃止の変更申請又は職権により、生活保護廃止日である7/1から所得区分を「低 I (2,500円) 等」に変更する。

【医療費負担について】

(通常)

- ・5/10から6/30は、福祉事務所等に生活保護が負担していた分を返還する。
- ・7/1から8/20は、患者等からの償還払いの申請に応じて返還する。(所得区分は低 I (2,500円) 等とする。)

(指定医療機関が請求を待っていた場合)

- ・5/10から6/30は、生活保護区分として、医療費総額の全額を特定医療費に請求を行う。
- ・7/1からは、低 I (2,500円) 等区分として、自己負担以外の部分について加入保険者と特定医療費に請求を行う。